

# 司命神像の展開

稻畑耕一郎

—

かつて中國では、民衆のあいだに、種々雜多な神祇が祀られてきた。祖靈神、城隍神、娘娘神、天帝、關帝、老君、呂祖等、その一つ一つは枚舉するに遑のないほどの數に上るであろう。そして、それらの多くは、今日からは、「迷信」と呼ばれたり、「淫祠」と批判されたりして、おむねは負の評價をもつてしか見られていない。しかし、たとえそうした側面を一部に内在させるとしても、同時にまた、民衆のあいだで、彼らの苦しみ多く變化に乏しい日々の營みを支える慰めともされ、據りどころともされ、時には甚だ現實的な功利性をさえ附與されてきたことも、否定し難い事實であろう。

その數多い民間の神祇の一つに竈神がある。竈神は、竈君 zào jūn とか、竈王 zào wáng とか、竈王爺 zào wáng yé とか呼ばれ、一家の禍福吉凶の命運を掌る神として、地域による若干の習俗の違いこそあれ、長きにわたって最も親しく民間に祀られてきた神の一つであった。

魯迅の短篇「祝福」は、この竈祭りの華やいだ行事を背景として、その主人公、寡婦祥林嫂の薄幸の運命を描いている。その主人公と背景の鮮明な對照が、作品のテーマをより雕り深いものとしているのであるが、そこには、この行事が、江南の一農村にとつていかに重大な關心事であつたかがよく描かれている。それは一言で言えば、江南の農村——「故鄉魯鎮」

——における「年末の大典」であった。<sup>(3)</sup>

陰曆の十二月二十四日（あるいは二十三日）の夜、家々では一家の主（男）が竈神の紙の像を貼った前で、線香を焚き、飴や酒肉（供物は、時代や地方によって異なる）を供えて、これを祀つた。この行事は、送竈 sòngzào、あるいは辭竈 cízào などと呼ばれ、この一年、家の中に留つて、一家の者たちの行爲の善惡を監察していた竈神が、天上の玉皇大帝のもとに報告に歸つてゆくに當り、よりよく報告してもらうべく、供物を供えて饗應するものとされた。これによつて、來る年の「福」を「祝」つたのである。こうして天上に送られた竈神は、大晦の夜（あるいは元日の早朝）、その家に下すべき吉凶禍福を携えて再び厨房に降り、むこう一年、一家を監察することとなる。

竈によつて來る年の好運吉祥を祈るのは、竈の神が、人々の命運禍福を直接に左右するものと信じられたからに他ならない。その「實際」の例、すなわち竈神が、いかに人間の命運を左右したかという話は、民間に流布通行した善書や昔話の中に數多く見出すことができる。そして、竈神がそうした職能を持つと信じられたことから、人々は竈神を人間の命運を司る神、すなわち「司命神」であると考え、これを「九天司

命竈君」「東厨司命竈君（眞君）」などと尊稱した。また、より仰仰しくは「九天東厨司命九靈元皇竈君感應大尊」（司命儀章<sup>(6)</sup>）などと誦されることもあつた。清代中期の江南浙江の習俗を聞き書きした中川忠英『清俗紀聞』には、臘月二十四日、送竈の日に「伍方伍帝司命灶君」と書いた札を新たに貼りかえることが見える。さらに遡れば、『道藏』の中の「東厨司命燈儀」（第八三冊所收）「太上靈應補謝竈王經」（第一八〇冊所收）などの道經類にも、竈神が司命神であることが説かれている。寶卷においても、これに同じである。

このように、後世、「司命」とは、専ら竈神のことを指して言うようなつたが、元來、竈神と司命神とは別箇の神格として祀られていたようである。『禮記』祭法には、「王爲群姓立七祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰泰厲、曰戶、曰竈……」とあり、兩者が別のものとみなされていたことの一端が示唆されている。また應劭の『風俗通』卷八においても、竈神と司命とは截然と區別して扱われている。では、その「竈」では、元來何が祀られていたかと言うと、それは先炊老婦であつたり、火神祝融であつたりした。最も初源の形がどうであつたかはともかく、『禮記』禮器には「夫奧者、老婦之祭也（鄭玄注曰、老婦、先炊者也）」とあり、許慎『五經

異義<sup>(8)</sup>には「古周禮說、顓頊氏有子曰黎、爲祝融、祀以爲竈神」とある。

元來別箇の神格であったこの司命神と竈神とが、どういう經緯をへて一體のものとして祀られるようになつたのか。竈神そのものについては、他に論考も少なくないので、小稿では司命神の側に焦點を絞つて、その像の推移展開の跡をたどつてみることにしたい。

### 三

司命神は、死生壽夭を含め、ひろく人間の運命全般に與る神である。人の壽命を延したり縮めたり、また富貴にしたり災禍をもたらしたりする能力を持つとされる神である。ところがその像は、ひとつには、上古から近年に至るまでの長い歴史的時間を経過してきたことから、またひとつには、民間における信仰現象の常態として、きわめて錯綜した複雑な貌を示しており、その本源や核心は必ずしも鮮明でないところがある。それは、中天の星辰であつたり、漠然とした天上の神であつたり、より身近に姿を現わす下級の神であつたり、また先に觸れたような竈神であつたり、あるいは、身中の臟器に存在するものであつたり、東嶽神と同一視されたりもす

る。さらには、それらが相互に關連して、複雑多岐な司命神像が派生されてきた。

現存の資料の中で、まず最初に司命の名が見えるのは、「洹子孟姜壺」と呼ばれている雙器の青銅器の銘文である。

この器は、その銘文の内容や刻まれた人物の名などから、前六世紀半ばに作られたものと推定されている。銘文中に喪事に關する記載のあることから、從來とくに注目されてきたが、その銘の一節に、次のような文が見える。

……于上天子用璧・玉備一嗣、于大無嗣折于大命嗣、用璧・兩壺・八鼎、于南宮子、用璧二備・玉二嗣・鼓鐘一錚……

上天子・大無嗣折<sup>(9)</sup>・大嗣命・南宮子は、みな神名であろうとされる。上天子が上帝のことである以外は、どのような神格であるのかあまり明らかでない。郭沫若『兩周金文辭大系考釋』によれば、大無嗣折は、「詛楚文」にいう「大神巫咸」と同じものであろうといい、それと同様く「璧・兩壺・八鼎」を用つて祀られている「大嗣命」も同種同格の神と考えられてゐる。「詛楚文」は、秦の惠文王が楚の懷王と霸を争つた

とき、懷王を大神巫咸に呪詛したものである<sup>(12)</sup>ので、それと同類とすれば、やはり人の死生壽夭に與る神ではなかつたかと考えられる。

この「大司命」の名が、「小司命」とともに『楚辭』九歌に見えることは、よく知られている。『楚辭』における大小の司命を、舊來の諸注は、おむね特定の星辰とする。作品そのものに星辰であることを特定できる内證があるわけではなく、注家の基づくところは、いずれも漢代における資料である。まず『史記』天官書に、星辰としての司命の名が見える。

斗魁戴匡六星、曰文昌宮、一曰上將、二曰次將、三曰貴相、四曰司命、五曰司中、六曰司祿、

『史記』では、文昌宮の第四星を司命としている。しかし、これにはすでに同時代から異説があつたらしく、三能（台）星の上台二星を司命とするものや、中台と上台がそれであるとするもの、また虛宿の北にある二星とするものなどがある。『史記』の説を踏襲するものには、『漢書』天文志、『春秋元命苞』<sup>(13)</sup>引<sup>(14)</sup>、武陵太守『星傳』（『周禮』大宗伯、賈公彥疏所引）などがある。中台と上台がそれであるとするものには、『周禮』鄭玄注所引或説（大宗伯）がある。虛宿の北の二星の説は、『石氏星經』（『禮記』月令疏再引熊氏所引）、『史記』天官書注所引『正義』、『隋書』天文志などに見える。さらに後世には、北斗を指して司命とするものがあり、これはわが國にも傳わった、いわゆる北斗本命星の信仰に繋がつてゆく。<sup>(15)</sup>

いずれにせよ、これら中天にある星辰が、「司命」の名を以て呼ばれるのは、それらの星が、天上にあって人の死生や運命を掌握しているものと古代の人々に信じられたからであろう。『史記』天官書の記述は、その點に言及していないが、この時代の緯書類には、それが見える。次の例は、いずれも『春秋元命苞』の佚文である。

魁下六星、兩兩而比、曰三能、主闡德聞、聲宣符立題也、西近文昌二星、曰上台、爲司命、主壽、次二星、中台、爲司中、主宗室、東二星、下曰台、爲司祿、主兵、（『開元占經』卷六七）

文昌宮爲六府、以布斗度、明天道、上將招威、次將輔主、貴相宣德、司命進官、司中滅咎、司祿賞善、……（『開元占禮』鄭玄注（大宗伯）などの他、歴代の天文志があり、上台二星説を採るものには、『春秋元命苞』（『開元占經』卷六七所

經』卷六七)

司命主過、滅除不祥、『開元占經』卷二九)

上將建威武、次將正左右、貴相理文緒、司祿賞功進士、司命主災咎、司中主左理也、『史記』天官書「索隱」、「司命」以下、一本作「司命主老幼、司災主災咎也」)

これらの文献は、司命の職能を、あるものは「主壽」とい

い、また「進官」とい、「主過」とい、「主災咎」とい、  
「主老幼」という。廣い意味で、人間の命運を掌握するもの  
と考えられている。<sup>(18)</sup>こうした考えが盛んになったのは、おそらく天人相關が説かれ、加えて官僚制度の整備とともに星座の名稱の増えた漢代になつてからのことであろう。しかし、そうであるにしても、これらすべてを緯織家の創り出した荒誕とばかりは言えない。これらの背後には、それなりの星辰に關する古い俗信があつたものと推測される。

星辰信仰が中國でいつごろ始まつたかは、明らかでない。殷代の卜辭の中に發見できるかどうかは、専家のあいだでもなお説が分れているようである。<sup>(19)</sup>ただ、『左傳』昭公元年(前五四一年)に「日月星辰之神、則雪霜風雨之不時、於是乎榮之」とあることからすれば、遅くとも春秋の後期には、何ら

かの形での星祭りが存在したのではないかと考えられる。また、後世の文献ながら、『禮記』祭法に「幽宗、祭星也」とあり、『爾雅』釋天にも「祭星曰布」とることなども、そうした前代からの事情を反映したものと思われる。降つて秦代になると、各地で盛んに星辰が祀られたようで、『史記』の「封禪書」からは、各地に星辰を祀つた廟のあつたことが知られる。

雍有日・月・參・辰・南北斗・熒惑・太白・歲星・填星  
・二十八宿・風伯・雨師・四海・九臣・十四臣・諸布・諸嚴・諸求之屬、百餘廟、西亦數十祠、……澧・滴有昭明、  
……於杜・毫有三社主之祠、壽星祠、

これらの事實を總合すると、戰國から秦漢にかけての時期、具體的な實態はもとより明確でないにせよ、何らかの星辰信仰と呼びうるもののが存在したことは、ほぼ確實のようである。天體の運行を基とする曆法は言うまでもなく、星占が頻りに行なわれたことなどから見ても、古代人の生活や思惟において、星辰がきわめて特殊な意味をもつ存在であつたことは明らかで、從つてそこに信仰が生まれたであろうことも、

決して推測に難くない。そして、前六世紀半ばの青銅器の銘に刻まれた「大嗣命」や、それよりさらに下ると思われる『楚辭』中の大小の「司命」が、こうした俗信との關わりのなかで成立したものであることも、十分推測されるわけである。

#### 四

ところで、司命は、單に中天に輝く無機的な星としてのみ存在したのではなく、人間社會の中には、人々の意識の奥に深く入りこんでいた。人々は、司命の存在を確かな實在感をもつて身近に認識していたようであり、それでこそ“信仰”的對象としても畏怖されることがあつたのである。先秦諸子の文獻のうちに、そのことを示唆するいくつかの事例を見出すことができる。<sup>(20)</sup>

而貴之、不敢論其德行之高卑有故、爲其殺生急於司命也、  
（『管子』法法篇）

扁鵲曰、疾在腠理、湯熨之所及也、在肌膚、鍼石之所及也、在腸胃、火齊之所及也、在骨髓、司命之所屬、無奈何也、今在骨髓、臣是以無請也、（『韓非子』喻老篇）

これらの話からは、司命神が、人の形骸を甦らすこともできれば、また命を奪うこともできる能力を持つ神として理解されていたことがわかる。人間の死と再生を司るのが司命神であり、單に天上に輝く星辰であつたばかりではない。そこで、この神はまた、時として人面鳥身の句芒<sup>21</sup>神の姿を借りて、人々の前に現われることもあつた。『墨子』明鬼篇下に、句芒が秦の穆公の壽を延した話が見える。

昔者、秦穆公嘗畫日中處乎廟、有神入門而左、人面鳥身、素服玄純、面狀正方、秦穆公見之、乃恐懼奔、神曰、天地爲春秋、雖南面王樂不能過也、莊子不信、曰、吾使司命復生子形爲子骨肉肌膚、反子父母妻子閭里知識、子欲之乎、  
（『莊子』至樂篇）

凡人君之德行威嚴、非獨能盡賢於人也、曰人君也、故從

ここには「司命」という名では出てこないが、句芒を名の

るこの神もまた、人間の壽命を左右する能力を賦與されており、「司命」神の「化身」と考えてよいかもしない。從つて、句芒が、五行に配當して、季節では春、方角では東の神とされるのは、本來こうした生命に關わる力を持つものであつたからではないかと思われる。<sup>(2)</sup>

時代が下ると、司命は、異形ではあるが、より人間に近い姿をもつて現われる。抽象的・觀念的な神としてではなく、可視的・具體的な神である。『後漢書』張衡傳の李賢注に引かれる『春秋佐助期』の佚文には、「司命神、名滅黨、長八尺、小鼻望羊、多鬚瘡瘦、通於命運期度」と記され、『列仙傳』の木羽の條では、赤兒の姿を借りて登場し、助產の婦の恩に報いて、その壽を延している。

これらは、天上有輝く星辰としてよりも、むしろ人間界に姿を現わし、民衆の生活の中に入りこんだ神として理解されている事例である。後世の筆記小説類に見える司命神像は、更に人間に近い姿を彷彿させ、そこでは星辰としての意識は、大きく後退している。

## 五

こうした司命神が、古代においてどのように祀られていた

のか、不明な部分が多いが、わずかに殘された古書中の断片的な記述から、その一端を窺うことができる。

まず、『周禮』大宗伯の條に、次のように見える。

以禋祀祀昊天上帝、以實柴祀日月星辰、以槱燎祠司中司命、飄師雨師、

「群疑の府」と言われる『周禮』の記事をもつて語るのは危ういが、ともかく「大宗伯」には右のように記されている。「槱燎」とは、柴を積んだ上に牲をおいて、これを焼き、立ちのぼる煙とともに、天上的神々を祀る祭り方である。鄭司農は、司中を「三能三階」とし、司命を「文昌宮星」とし、飄師・雨師をも「箕」「畢」に當てている。鄭玄は、後二者には言及せず、司中・司命をそれぞれ「文昌第五第四星」としている。いずれにしても、これが星を祭るものであることを言う。ところが、鄭玄は、『禮記』祭法の注では、これとや異なる注記をしている。その『禮記』本文は、次のようなものである。

王爲群姓立七祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰

泰厲、曰戶、曰竈、王自爲立七祀、諸侯爲國立五祀、曰司命、曰中蠶、曰國門、曰國行、曰公厲、諸侯自爲立五祀、大夫立三祀、曰族厲、曰門、曰行、適士立二祀、曰門、曰行、庶士庶人立一祀、或立戶、或立竈、

鄭玄は、この本文について、まず總括的に「此非大神所祈報大事者也、小神居人之間、司察小過、作譴告者」と述べ、とくに司命については、「司命、主督察三命、……今時、民家或春秋祠司命、行神山神門戶竈在旁、是必春祀司命、秋祠厲也、或者合而祠之」と注している。ここでは、星辰であるとは言つておらず、むしろ「人之間」にいる小神であるとしている。そこで、兩者は同じく「司命」とは言うものの別箇の神格として扱われているように思われるが、次に見る應劭の『風俗通』の記事と照合すると、鄭玄は、これを星辰であつて、人間の三命を監督する神として人々の間で祭られていたものと理解していたようである。そして、それは、鄭玄・應劭ばかりでなく、この時代の知識層における一般的な理解の仕方であつたのかも知れない。『風俗通』卷八には、次のよう見える。

謹按、詩云、荅荅棫樸、薪之槱之、周禮、槱燎司中司命、文昌也、司中、文昌上六星也、槱者、積薪燔柴也、今民間獨祀司命耳、刻木長尺二寸、爲人像、行者檐篋中、居者別作小屋、齊地、大尊重之、汝南餘郡亦多有、皆祠以堵、率以春秋之月、

この『風俗通』の記事も、やはり星祭りであることを言う。そして、司命の祭祀を述べたものとしては、最も具體的である。すなわち、齊や汝南の地では、「尺二寸」の木の神像を作り、春と秋に賄賄を供えて祀つたことが知られる。この祭祀は、當時「社」と呼ばれた祭で、漢律にも「祠社司命」とある(『說文』一篇上)。ここでは、齊と汝南の地での祭祀にしか言及されていないが、遡れば、漢初、『史記』封禪書に「晉巫、祠五帝・東君・雲中・司命・巫社・巫祠・族人・先炊之屬、……荆巫、祠堂下・巫先・司命・施糜之屬」とあり、これらがすべて同類のものとすれば、その風は、ほぼ山东から山西・河南・湖北一帯にまで及んでいたことがわかる。ただ、こうした漢代の民間における「司命」の祀りが、『周禮』『禮記』などの經書に記された、王や諸侯の「七祀」「五祀」、あるいは「槱燎」と、どのような形で結びついている

のか、今ひとつはつきりしない部分がある。少なくとも、鄭玄や應劭の言うほどには明らかでない。ただ後世、主としてその經書や正史の記載との關わりの中で、宮中において司命神は祀られ續け、隋唐の時代になってその祭制が整えられた。『隋書』禮儀志には、司命（及び司中）を南郊に祭つて、舊禮を改め、立冬の後の亥の日に、國都の西北十里の亥の地に三尺の壇を築き、一少牢を奉げて（司中・司祿とともに）祭つたことが見える。<sup>(23)</sup> 唐制も同じであるが（兩唐書）、杜佑『通典』には、開元禮としてより詳細にその次第が記されている。

立冬後亥日、祠司中司、命司人司祿、於國城西北、有司行事、每座象鱗二、於壇上東南隅、北向、皆有坫、以西爲上、設司中司、命司人司祿神座、於壇上近北、南向、以西爲上、初獻司中祝文曰……次獻司命祝文曰、賴茲正直、黎庶康寧、資此良辰、用申常禮、……（卷一一二）

これはやはり古來からの星祭りを受け継いだ宮中の儀式であろう。それにもかかわらず、この時代になると、一般には、司命が星辰であるとの認識は稀薄になっていたようで、『禮記』祭法の『正義』が、あえて「司命者、宮中小神、熊氏

云、非天之司命、故祭於宮中、皇氏云、司命者、文昌宮星、其義非也」などと注するのも、當時のそうした空氣を反映したものと思われる。

## 六

ところで、この司命神とは別に、竈神も古くから祭られてきた。その最もよく知られた事例は、『論語』八佾に見える「媚竈」の話や<sup>(24)</sup>『禮記』、禮器の孔子が魯の大夫臧文仲の「奥」の祭法を非難した話などであろう。しかし、その起源は、さらに遙か遠くにまで遡るにちがいない。竈神の起源や神格について考えることは、別の機會にゆずるとして、ここでは、その職能のうちに、司命神のそれと類似する部分のあつたことをとくに注目してみたい。

『史記』封禪書に、李少君という方士が、武帝に竈を祠ることを上奏した話が見え、その中で次のように言っている。

少君言上曰、祠竈則致物、致物而丹沙可化爲黃金、黃金成、以爲飲食器、則益壽、益壽而海中蓬萊僊者乃可見、見之以封禪、則不死、黃帝是也、……於是天子始親祠竈、

李少君が言うには、竈を祠れば物（鬼）を招くことができ、そうすれば丹沙を黄金に變えることができ、その黄金で飲食の器を作れば、壽を延すことができ、長壽になれば、蓬萊の僕人に會うことができ、その上で封禪すれば死ぬことがない、と。「祠竈」という行爲が、鬼神を招くことに始まって、間接的ながら、「益壽」「不死」にまで繋っている。なぜ、竈を祠ることが、結果的に不老不死をもたらすことができるのか。『莊子』達生篇には、竈には「髻」という鬼がいることになつてゐる。李少君の言う「物」は、必ずしも「髻」に限らないであろうが、いずれにせよ、竈は單に飲食煮炊の場所と、いうに留まらず、「物」の存在を媒介として、冥界と繋りを持つた「聖」なる場所であったようである。そのことは、次に示す同じく「封禪書」の齊人少翁の方術の話によつて、より明確に示唆されている。

齊人少翁、以鬼神方見上、上有所幸王夫人、夫人卒、少翁以方蓋夜、致王夫人及竈鬼之貌云、天子自帷中望見焉、ここでは、少翁なる齊の方士が、武帝の寵愛した王夫人の靈を招いたとき、同時に「竈鬼」が姿を現わしている。竈鬼

は、恐らく冥界からの道案内として付き従つてきたのである。それが他ならぬ「竈」の鬼である所以は、亡者が婦人であつたからと言うのではなく、竈鬼が幽界で命籍に關わる職能を持っていたからではないかと思われる。そして、幽明界を通うことができるからには、また生者を冥界に拘引する力も持つていたに違なく、竈によって人を呪詛した話が傳わるもの、そのためであろう。

息夫躬母聖、坐祠竈、祝詛上、大逆不道、聖棄市、妻充漢與家屬徙合浦、躬同族親屬素所厚者、皆免廢錮、

これは『漢書』息夫躬傳に見えるもので、歴詛の士として名高い息夫躬の母聖が、竈を祠つて、上を呪詛したなどによつて、棄市され、その累は親族にまで及んだと言うのである。竈によつて人を呪詛するのは、やはり、竈神が人の命に關與する力を持つものと考えられていたからではないか。このことが、一層明確に述べられるのは、後の葛洪の『抱朴子』であるが、おそらくその原初的な俗信は、すでに漢代にはあつたのである。『抱朴子』のその條が、「易內戒」「赤松子經」「河圖記命符」なる緯書類を引いて、そのことを語つて

いるのも、前代よりすでにそうした俗信のあつたことを示すものである。<sup>(27)</sup>

按、易内戒、及赤松子經、及河圖記命符、皆云、……又言、身中有三尸、三尸之爲物、雖無形、而實魂靈鬼神之屬也、欲使人早死、此尸當得作鬼、自放縱遊行、饗人祭爵、是以每到庚申之日、輒上天白司命、道人所爲過失、又月晦之夜、竈神亦上天、白人罪狀、大者奪紀、紀者三百日也、

小者奪筭、筭者三日也、吾亦未能審此事之有無也、然天道邈遠、鬼神難明、

この『抱朴子』微旨篇の言うところによれば、竈神は、月の晦の夜、身中の三尸と同じように、天上にいる司命のもとに行き、人の罪過を報告し、その報告にもとづいて司命が人の壽夭の長短を左右することになっている。息夫躬の母が、竈によつて上を呪詛したのも、天上にあつて人の命籍を掌握している司命の地上への使者としての竈神に祈つたのであるう。武帝の王夫人の靈に竈鬼が従つてきたのも、またこのためであろう。

つまり、ここでは、司命は天界にあつて人間の壽夭を掌握

する上級の神であり、竈神は、人間界にあつて、人の罪過を監視する下級の神とされている。ところが、後世は、先にも見たように、竈神が、即「司命神」であつて、竈神たる司命竈君が、天上の玉皇大帝に罪過を告げにゆくものと理解されている。その混同がいつのころから始まるのか。少なくとも、六朝期には、近似した職能を認められながら、なお司命神と竈神とが同一視されることとはなかつたようである。

## 七

魏晉南北朝期に書かれた古小説類や古道經類には、司命がしばしば現われるが、それらはいずれも天界にあつて命籍を管理している神であり、直接にそれが竈神と同一視されるものはないようである。

晉の元帝の世、甲某なる由緒正しい家柄の者が、急病で死に、天の司命のもとに連れて行かれた。ところが、司命が命籍と照らし合せると、甲の壽命はまだ残つており、むやみに命を奪うわけにはゆかぬというので、甲をこの世に送り還すこととした、云々。『幽明錄』<sup>(28)</sup>

臨淄の縣吏蔡支なる者、太守のもとに書狀を届けることになつた。ところが、途中、路に迷つて、泰山の麓に出たこと

から、泰山の神の命を受けて、手紙を泰山の外孫の天帝のもとに届けることになった。蔡文が太微宮の天帝のもとに行くと、天帝は蔡を勞い、その禮として、司命に勅を下し、蔡の妻を生者の命籍に移させ、生き還らせることにした、云々。  
〔列異傳〕<sup>(29)</sup>

吳の孫堅の父孫鍾は、母とともに暮し、よく孝養を盡し、瓜を作つて生活の資としていた。ある時、みなりの整つた美しい三人の少年が瓜を求めて鍾を訪れた。鍾が瓜を出して厚くもてなすと、三人は、辭去するに當り、自分たちは司命の下役（「司命郎」）であると告げ、お禮に、子子孫孫諸侯であるとか、數代に限り天子の座に就くことか、いずれかを適えてあげようと、孫に言った、云々。〔異死〕<sup>(30)</sup>

『異苑』の話からは、司命が、命そのものだけでなく、廣く一族の運命にも與るところがあつたことがわかる。この他、『幽明錄』には、命籍を盜み見た司命の下役が、それを種に人を脅し、供物を巻き上げようとして失敗した話が見える。<sup>(31)</sup>

また、『三國志』魏書卷一六杜畿傳の裴注に引かれる『魏氏春秋』は、杜畿の命を召すことを命ぜられた司命の使者たる「童子」が、替りに他人を求める、口止めをされた畿が、後に口をすべらせたことから、その日のうちに死んだという話を

傳えている。

司命が、天界で人間の命籍を管理掌掲しているという、こうした話は、古小説類に見えるばかりでなく、この期に成立したと思われる古道經類にも、いくつか見出すことができる。たとえば、「紫陽真人内傳」〔道藏〕第一五二冊には、紫陽真人周季通が、霍山に登つて司命に遇い、「經命青圖上皇氏紀籍」なるものを授けられたことが、記されている〔卷十〕。<sup>(32)</sup>また「太上洞淵神呪經」〔道藏〕第一七一冊にも、この經を讀誦すれば、「司命都籍使者」によつて、病で死ぬべき運命にある者も蘇生し、すでに死籍に入つた者でも、その死籍から除かれることが説かれている〔卷五〕。<sup>(33)</sup>これより先、道經ではないが、曹植の「髑髏說」〔曹子建集〕卷十には、『莊子』の話を典據としたうえで、「曹子曰、予將諸之上帝、求諸神靈、使司命輶籍、反子骸形、於是、髑髏長呻、廓然歎曰……」云々という問答が見える。

こうした數多くの一連の事例の存在は、當時、司命神が、第一義的には、天界にあつて人の命籍を司つてゐる神と理解されていてことを示していよう。それが最も一般的な司命神像であつたに違いない。この天にあつて命籍を掌掲している司命神像は、そのまま後世にも受け継がれるが、一方で職能

に同じ部分を持つ竈神と合體し、一家の宅神の一つとして祀

られることになる。その比較的早い例は、唐の嗣名『輦下歲時記』(『重校說郛』蜀第六九所收)に見える次の佚文であろう。

都人至年夜、請僧道看經、備酒果送神、帖竈馬於竈上、以酒糟抹於竈門之上、謂之醉司命、夜於竈裏點燈、謂之照虛耗、

「都人」とあるからには、都長安のことと記したものであらう。これとほぼ同じ記述が、北宋の都汴京の年中行事や風俗を記した孟元老『東京夢華錄』の十二月二十四日交年の條に見える。<sup>(34)</sup> いずれも、竈の口に酒糟を抹りつけ、それを「醉司命」と呼んだ風俗を傳えていた——つまり、司命が竈神そのものと見なされていたようである。これらは、都にだけ特有の風俗があるので特記されたのかも知れないが、ここには、後世の飴を供えて司命である竈神の口を封じる「辭竈」「送竈」とほぼ同種の行事の行なわれていたのを見ることができる。南宋の范成大には、この行事を詠んだユーモラスな「祭竈詞」があり、「古傳臘月二十四、竈君朝天欲言事、……醉酒燒錢竈君喜、……送君醉飽歸天門、杓長杓短勿復云、

乞取利市歸來分」と詠っている。<sup>(35)</sup>

わずか一、二の例をもつて明言することは困難であるが、古代から人間の命運に與るという類似した職能を認められた司命神と竈神とは、恐らく唐代に、一部同一視される現象が起り、それが宋代以後、廣く全土に傳わったのであろう。

この世に生まれ、ふたたび繰り返すことのない生涯の運命と、その歸着點である死とは、王侯貴族から名もない庶人に至るまで、何人にとって最も重大な關心事であったに違いない。とりわけ、現世における不老長壽と、一族の繁榮昌盛を願うことのひとと一倍強かつた漢民族の思惟と感性において、その中樞に關わる「司命」神の存在は、決して輕微なものではなかつたはずである。古來、王や諸侯の七祀・五祀とされ、歴代王朝がこれを繼承する一方で、民衆が日々の飲食を供する竈に司命の像を貼り、これに一家の幸運を祈つたのも理由のないことではない。こうしたことが、漢民族が、他の民族には見られないほど多種多様の運命壽夭を司る神——「司命」神——の像と、それをめぐる夥しい量の佚話を作り出してきた心的な淵源であったように思われる。

## 〔注〕

(1) 竈神は、この他、湖北では「司命菩薩」、上海では「竈司」

「竈司神」、臺灣では「竈君公」「司命竈君」「護宅天尊」などと呼ばれ(朱介凡「古代祀灶習俗」(東方雜誌、復刊第二卷第十期所收)、また、紹興では「灶司菩薩」と呼ばれる(謝德銑『魯迅作品中的紹興方言註釋』)など、地方によって、呼び名はいくらか異なる。

(2) 各地の竈祭りの様子は、各地方志や『中華全國風俗志』、また『民俗週刊』等の雑誌類などに報告されているが、それらを整理したものに、吳玉成「中華全國祭灶風俗一瞥」(粵南神話傳說及其研究)所收)がある。同書にいう、「從宋朝到現在千餘年來、灶神的祭祀大同小異。最風行的祀典，在舊曆十二月二十三或二十四。現在全國南至瓊州、西至甘肅四川、東盡廈門沿海的島嶼、北連察哈爾綏遠等特區、幾乎無一處不保存這種風氣」。なお、歴代の祭祀については、清・顧祿『清嘉錄』卷十二「念四夜送竈」の條が詳しい。

(3) 魯迅は「送竈日漫筆」(華蓋集續編)所收)においても、この風習に言及している。

(4) 〔增訂敬竈全書〕(光緒十三年序刊本、東大東文研所藏)所收の「竈君靈應錄」(竈君靈應續錄)參照。

(5) 林蘭編「列代名人趣事」「民間故事之一」所收の「呂蒙正的故事」、吳玉成「粵南神話傳說及其研究」の「灶神」の條、また、鍾敬文「民間傳說」下には「我所聞的竈神故事」が(澤

田瑞穗教授教示)、「民間文學」一九五七年十二月號(總三十期)には、「灶王爺」「灶王的來歷」が收められている。

(6) 〔增訂敬竈全書〕(光緒十三年序刊本)

(7) 〔福國鎮宅靈應竈君寶卷〕(康熙年間刊)、澤田瑞穗教授藏)、『竈君寶卷』(民國十一年刊、京大人文研藏)。兩書の刊記梗概等については、澤田瑞穗『補寶卷の研究』に詳しい。

(8) 〔禮記〕禮器疏所引

(9) 竈神について言及した文献は、極めて多く、その一一を枚挙できないが、近年の專論のうち目睹できた主なものを次に挙げておく。注(37)参照。

狩野直喜「支那の竈神に就いて」(支那學文獻)所收)

吳玉成「灶神」(粵南神話傳說及其研究)所收)

胡嘉「漢人祀竈考」(逸經)第二十一期所收)

池田末利「支那に於ける竈神の起源」(宗教研究)一三四號所收)

津田左右吉「シナの民間信仰における竈神」(津田左右吉全集)第十九卷所收)

周作人「關於送竈」(鄉土)第二卷第二期、總第二十八期所收)

朱介凡「古代祀灶習俗」(東方雜誌)復刊第一卷、第十期所收)

(10) 「老子中經」(『雲笈七籤』卷十八所收)に「兩腎各有三人、

凡有六人、左爲司命、右爲司錄、左爲司隸校尉、右爲延尉卿、

主記人罪、上奏皇天上帝太上道君、兆常存之、令削去死籍、

著某長生、……」とある。

(11) 郭沫若『兩周金文辭大系考釋』二一二葉、楊樹達『積微居

金文說』卷二(五二頁)、白川靜『金文通釋』三八等に考釋

がある。

(12) 容庚『詛楚文考釋』『古石刻零拾』所收)、神田喜一郎「古

石刻について」(平凡社『書道全集』一所收)参照。

(13) 王逸『章句』は、司命が何であるか直接には言及しない。

ただ「蓀何以兮愁苦」(少司命)の條に「蓀謂司命也、言天

下萬民、人人自有子孫、司命何爲主握其年命、而用思愁苦也」

と注し、また「竦長劍擁幼艾」(少司命)に「言司命執持長

劍、以誅絕凶惡、擁護萬民、長少使各得其命也」、「蓀獨宜兮

爲民正」(少司命)に「言司命執心公方、無所阿私、善者佑之、

惡者誅之、故宜爲萬民之平正也」と注して、その職能を言う

だけである。「九歌」の司命に關して、星辰であることを明

言するのは、五臣注に「輸曰……司命、星名、主知生死、輔

天行化、誅惡護善也」とあるのが、最も早いようである。以

下、洪興祖『補注』朱熹『集注』を始めとして大半の注家が、

『周禮』との注疏や『史記』天官書などを引いて、星辰で

あることをいふ。その中で、王夫之『通釋』は、「舊說謂、文昌第四星、爲司命、出鄭康成周禮注、乃譏緯家之言也」と

してこれを退け、高禖神を祀つたものとしている。

(14) 馬國翰『玉幽山房輯佚書』所收。以下、本稿所引の『開元

占經』は、すべてこれによる。

(15) 『晉書』天文志、『隋書』天文志などは、文昌宮の第五星を

司命とし、同時に三台六星のうち、文昌に近い上台二星をも

司命としている。また、『開元占經』卷五十一所引の『春秋

文耀鉤』には、「太白犯守中台司命、姦臣有誅、若有誅者、

中公當之」と見えるが、「司命」は「司中」の誤りか。他の

箇所(卷二十八、卷三十六など)には「中台司中」とある。

(16) 『太上感應篇』に、「又有三台北斗真君、在人頭上、錄人罪

惡、奪其紀算」とあり、司命を含む三台星と北斗星とが合體

した神格が見える。その條の惠棟の注は、『後漢書』趙壹傳

に「收之於斗極、還之於司命」(謝友人書)とあるのを踏え

て、三台北斗の説の來源をこれに求めていた。晉・干寶『搜

神記』卷一には「南斗注生、北斗注死」の語が見える。北斗

本命星の信仰については、那波利貞「道教の日本國への流傳

に就きて(二)」(『東方宗教』第四・五合集號)、窪徳忠『庚申

信仰と北斗信仰』(『民族學研究』二二一三)、小花波平六『庚

申信仰と星宿信仰』(『庚申』第十三號)、原田正己『マレーシアの九皇信仰』(『東方宗教』第五三號)等参照。

(17) 毛晉刻單索隱本、同治九年張文虎刊金陵書局本は、「司命主老幼、司災主災咎也」に作る(水澤利忠『史記會注考證校補』卷二十七参照)。

(18) 『白虎通義』卷八、壽命には「命者何謂如、人之壽也、天

命已使者也、……又欲使民務仁立義、無滔天、滔天則司命、  
舉過、言則用以弊之」とある。『潛夫論』卷三、忠貴篇には

「文昌奠功、司命舉過、觀惡深淺、稱罪降罰」とあり、同卷

六、相列篇には「雖司命班祿、追敍行事、弗能過也」とある。

(19) 胡厚宣「殷代之天神崇拜」(『甲骨學商史論叢初集』所收)、  
陳夢家『卜辭綜述』、島邦男『殷墟卜辭研究』、白川靜『漢字

の世界(一)』等参照。

(20) 本文に引いた例の他に、『左傳』襄公十一年の載書の中

に「或閒致命、司慎司盟、名山名川、群神群祀、先王先公、  
七姓十二國之祖、明神殛之、……」とあり、段玉裁は、これ

を「司盟」の「盟」は、上文の「命」と「互讎」であるとする  
る(『說文解字注』七篇上)。

(21) 福永光司「墨子の思想と道教」(『吉岡博士還暦記念道敎

研究論集』所收)は、『墨子』のこの條にあれ、「この句芒」の  
神がなぜ司命の神とされたのか、その事情は明確でないが、

おそらく東は五行に配當して木にあたり、四季に配當すれば

春、春は萬物生成の季節なので、木の正であり、東方の神で  
ある句芒が人間の生命壽命を司る司命の神とされたものであ

ろう」と、拙文とは逆の方向から考えられている。

(22) 四部叢刊本『風俗通義』(卷八)は「腊」に作る。いま中法

漢學研究所通檢叢刊之三『風俗通義』本の引く盧文弨『群書

拾補』(抱經堂叢書本)の校訂に従う。

(23) 『隋書』禮儀志に「舊禮祀司中・司命・風師・雨師之法、

皆隨其類而祭之。……兆司中・司命於南郊、以天神是陽、故  
兆於南郊也。……隋制、於國城西北十里亥地、爲司中・司命

・司祿三壇、同壇、祀以立冬後亥」とある。

(24) 『論語』八佾に「王孫賈問曰、與其肩於奥、寧媚於竈、何  
謂也、子曰、不然、獲罪於天、無所禱也」とある。

(25) 『禮記』禮器には、「孔子曰、臧文仲安知禮、夏父弗蒼逆祀  
而弗止也、燔柴於奥、夫奧者、老婦之祭也、盛於盆、尊於瓶」

とある。

(26) 『莊子』達生に「桓公曰、然則有鬼乎、曰有、沈有履、竈、

有髻、戶内之煩壤、雷霆處之、……」とある。

(27) 劉安撰とされる『淮南萬畢術』(『太平御覽』卷一八六所引)

にも、「灶神、晦日歸天、白人罪」と見える。

(28) 『太平廣記』卷三七五所引。「士人甲(易形再生)」の條。

(29) 『太平廣記』卷三七五所引。「蔡支妻」の條。

(30) 『津逮祕書』本『異死』卷四。

(31) 『太平廣記』卷三一八所引。「陳慶孫」の條。

(32) 『紫陽真人內傳』の成立について、吉岡義豐『道敎經典史

論』は、「抱朴子よりは後出であるが、同じく東晉の書である」(六三頁)としている。

(33) 『太上洞淵神呪經』の成立について、吉岡義豐『道敎經典史論』は、卷十まで(「原初部分」)は、「おおむね、孫恩・盧循の亂のあつた西紀四〇〇年頃から、劉宋末(西紀四七八)

の間にかけて作製修改せられたと見ておくのが妥當である。「（二〇一頁）とする。全體の成立年代については、これと意見を異にする大淵忍爾『道教史の研究』も、當該の「卷五」の成立は、卷一の成立した東晉末宋極初にやや遅れるものとする。

(34)

『東京夢華錄』卷十には、「二十四日交年、都人至夜、請僧道看經、備酒果送神、燒合家替代錢紙、帖竈馬於竈上、以酒糟塗抹竈門、謂之醉司命、夜於床底點燈、謂之照虛耗」とある。

(35)

「古傳臘月二十四、竈君朝天欲言事、雲車風馬少留連、家有杯盤豐典祀、猪首爛熟雙魚鮮、豆砂甘鬆粉餅圓、男兒酌獻女兒避、醉酒燒錢竈君喜、婢子鬪爭君莫聞、猫狗觸穢君莫嗔、送君醉飽歸天門、杓長杓短勿復云、乞取利市歸來分」（『宋詩鈔』所收『石湖詩鈔』所引「臘月村田樂府十首」の其三）。

またその序にいう、「祭竈詞、臘月二十四日夜、祀竈、其說謂、竈神、異日朝天、白一歲時、故前期禱之」。

(36)

竈神も、司命と同じよう、ただ人の壽命に關與しただけではなく、その運命にも關わった。『後漢書』陰識傳には、陰子方が、黃羊をもつて竈神を祀つてから、財を成した話を載せてゐる。また、『史記』孝武本紀「索隱」所引の如淳の注にも、「祠竈可以致福」とある。

(37) 初校校正後、楊望「竈神考」（『漢學』第一輯、中法漢學研究所、一九四四年刊）を見ることができた。竈神についての

論考としては、最も詳細な専論である。その中で、竈神と司命との關係についても言及し、「考輦下歲時記之作者今雖失名然知其爲唐時人之著述、則無疑問。故唐時已有“竈王紙馬”流行民間、而且在民間宗教内、司命之神已爲竈神所吞併」と述べている。